

都市計画道路事業用地内の土地の補償に関するお知らせ

鳥取都市計画道路「大工町土居叶線」は、令和7年3月21日に都市計画法第62条第2項の規定に基づき、事業認可の告示がされました。この日以降は、都市計画法第71条第1項の規定により、一年毎に土地収用法第26条第1項の事業認定の告示があったものとみなされます。本事業地内の土地については土地収用法に依る次の効果が発生しておりますので、お知らせします。

- 1 土地代金等土地に関する補償金は前記事業認定の告示があったとみなされる日（令和7年3月21日、以後一年経過ごとに再度事業認定があったものとする日）の価格を基準日として算定します。
- 2 事業認可の告示のあった令和7年3月21日以後に土地や物件について新たに権利を取得された方は、既存の権利を継承された方を除き、補償金を受け取ることはできません。
- 3 事業認可の告示のあった令和7年3月21日以後に土地の形質を変更したり、建物等を新築、又は改築をするときは、あらかじめ、鳥取市長の承認を受けた場合を除いて、その部分の補償を受け取ることができません。
- 4 土地に関し、所有権又はその他の権利をお持ちの方（抵当権者等は除く）が、起業者（鳥取市）に対し裁決申請を請求することにより早期に補償額を確定させることができます。
- 5 土地に関し、所有権又はその他の権利をお持ちの方（抵当権者等は除く）は、起業者（鳥取市）に対して裁決申請の請求と併せて補償金の支払請求をすることができます。
- 6 土地を所有される方又は土地所有権以外の権利をお持ちの方が、早期に移転等を希望される場合は、鳥取県収用委員会に対して明け渡し採決の申し立てをすることにより、早期に補償を受け取ることができます。
- 7 詳細については、土地収用法の各条項を参照していただくか、下記連絡先へお問い合わせください。

鳥取市幸町71番地

鳥取市役所都市整備部道路課

☎ (0857) 30-8352